■開発許可制度の解説(都市計画法編)新旧対照表

該当頁	改正後	改正前			
P21~P26	2. 適用除外	2. 適用除外			
	(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)			
	(4) 公益施設(法第29条第1項第3号、政令第21条)		(4) 公益施設(法第29条第1項第3号、政令第21条)		
	(略)		(略)		
	政令第21条に定める施設 <u>(法第29条第1項第3号関係)</u>	_	<u>法第29条第1項第3号・</u> 政令第21条に定める施設		
	法令 号 公益施設 対象・具体例	根拠法令	法令号公益施設具体例根拠法令		
			駅舎その他の 鉄道施設 駅舎、検査場、車庫、信号所、発電所、 変電所、保線係員詰所 地方鉄道法、 軌道法 図書館		
	<u>(削除)</u>		29 3 公民館		
			変電所 <u>電力会社の設置するもの</u> ×企業独自のもの		
	1~3 (略) 鉄道事業、索道事業で一般の需要に応		1~3 (略) 鉄道事業法の		
	鉄道事業法の 索道及び軌道 地道又は無軌条電車の用に供する建 鉄の軌道又は	道事業法・	索道及び軌道とは、対象の動道又は、		
	5~13 (略)	产生 来外	5~13 (略)		
	政 令 売電気事業 <u>(小</u> 売電気事業を	ズ事業法	で		
	15~17 (略) 社会教育法に 公民館		15~17 (略)		
		:会教育法	社会教育法に		
	19~30 (略)] 19~30 (略)		
P52~P57	法第33条 開発許可の技術基準		法第33条 開発許可の技術基準		
	改正後の法第33条及び関係政省令 (略)		改正前の法第33条及び関係政省令 (略)		
	開発行為の許可の基準は、法第33条 <u>に</u> 規定する技術基準	準及び法第	第 開発行為の許可の基準は、法第33条 <u>の</u> 規定する技術基準及び法第		

34条に規定する市街化調整区域における許可基準から構成されている。法第33条は良好な市街地の形成を図り、宅地に一定の水準を保持させることを目的とした基準である。

市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化の促進を図る区域であることから、この区域における開発行為は法第33条の基準に適合すれば、許可しなければならない。なお、市街化調整区域内の開発行為については、法第34条各号のいずれかに適合するとともに、法第33条の基準に適合しなければ許可されないこととなる。また、開発の目的に応じて適用基準を限定しており、表8-1のようになる。

表8-1 法第33条開発許可基準と開発目的別適用条項

技術基準	建築物	7	第一種特定工作物		第二種特定工作物	
坟附基毕	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用
1. 用途地域適合	0	0	0	0	0	0
2. 道路等空地	「居住用 × 業務用 ○	0	0	0	0	0
3. 排水施設	0	0	0	0	0	0
4. 給水施設	「居住用 × 業務用 ○	0	0	0	0	0
5. 地区計画等	0	0	0	0	0	0
6. 公共公益施設	開発行為の目的 に照らし判断	0	開発行為の目的 に照らし判断	0	開発行為の目的に	照らし判断
7. 防災安全施設	0	0	0	0	0	0
8. 災害危険区域	<u>居住用 ×</u> 業務用 ○	0	×	0	×	0
9. 樹木・表土(1ha 以 上)	0	0	0	0	0	0
10. 緩衝帯	0	0	0	0	$\times \rightarrow \bigcirc$	0
11. 輸送施設(40ha 以 上)	0	0	0	0	0	0
12. 資力•信用(1ha 以上)	「居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	0	√規模× 大規模○	0	」 小規模 × 大規模 ○	0
13. 工事施行者 (1ha 以上)	「居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	0	「小規模 × 大規模 ○	0	」 小規模 × 大規模 ○	0
14. 権利者同意	0	0	0	0	0	0

○印は適用するもの

改正前

34条に規定する市街化調整区域における許可基準から成っている。 法第33条は良好な市街地の形成を図り、宅地に一定の水準を保持させることを目的とした基準である。

市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化の促進を図る区域であることから、この区域における開発行為は法第 33 条の基準に適合すれば、許可しなければならない。なお、市街化調整区域内の開発行為については、法第 34 条各号のいずれかに適合するとともに、法第 33 条の基準に適合しなければ許可されないこととなる。 \mathbb{Z} 、開発の目的に応じて適用基準を限定しており、表8-1のようになる。

表8-1 法第33条開発許可基準と開発目的別適用条項

技術基準	建築物	7	第一種特定工作物		第二種特定工作物	
技術基準	自己用	非自己用	自己用	非自己用	自己用	非自己用
1. 用途地域適合	0	0	0	0	0	0
2. 道路等空地	「居住用 × 業務用 ○	0	0	0	0	0
3. 排水施設	0	0	0	0	0	0
4. 給水施設	「居住用 × 業務用 ○	0	0	0	0	0
5. 地区計画等	0	0	0	0	0	0
6. 公共公益施設	開発行為の目的 に照らし判断	0	開発行為の目的 に照らし判断	0	開発行為の目的に	照らし判断
7. 防災安全施設	0	0	0	0	0	0
8. 災害危険区域	×	0	×	0	×	0
9. 樹木・表土(1ha 以 上)	0	0	0	0	0	0
10. 緩衝帯 (1ha 以上)	0	0	0	0	×->O	0
11. 輸送施設(40ha 以 上)	0	0	0	0	0	0
12. 資力·信用(Iha 以 上)	「居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	0	「小規模 × 大規模 ○	0	」 小規模 × 大規模 ○	0
13. 工事施行者 (1ha 以上)	「居住用 × 業務用小 × 業務用大 ○	0	√規模× 大規模○	0	」 小規模 × 大規模 ○	0
14. 権利者同意	0	0	0	0	0	0

○印は適用するもの

1. 自己用開発行為

1. 自己用開発行為

-1		_,_,,
該当頁	改正後	改正前
	(略)	(略)
P124~P125	法第 33 条第 1 項第 8 号 防災対策	法第 33 条第 1 項第 8 号 防災対策
	改正後の法第33条第1項第8号 (略)	改正前の法第33条第1項第8号 (略)
	1. 危険区域の除外に関する基準	1. 危険区域の除外に関する基準
	自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発	開発区域内に災害危険区域、地すべり防止区域又は、急傾斜地崩
	<u>行為以外の開発行為においては、</u> 開発区域内に災害危険区域、地す	壊危険区域内の土地を含まないこと。
	べり防止区域、 <u>土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域</u> 又は急傾	
	斜地崩壊危険区域内の土地を含まないこと。	
	ただし、次に掲げる場合は、「開発区域及びその周辺の状況等によ	
	り支障がないと認められるとき」に該当するものとし、開発行為を	
	例外的に許容するものとする。	
	(1) 当該区域のうち、その指定が解除されることが決定している場	
	<u>合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合</u>	
	(2) 開発区域の面積に占める当該区域の割合が僅少であるととも	
	に、フェンスを設置すること等により当該区域の利用を禁止し、	
	又は制限する場合	
	(3) 自己業務用の施設であって、開発許可の申請者以外の利用者が	
	想定されない場合	
	(4) 予定建築物が災害危険区域を指定する条例による「建築の制	
	限」に適合する場合(地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域	
	又は土砂災害特別警戒区域が指定されている区域を含む場合を	
	<u>除く。)</u>	
	「災害危険区域」建築基準法第39条第1項(県建築指導課担当)	「災害危険区域」建築基準法第39条第1項(県建築指導課担当)
	「地すべり防止区域」地すべり等防止法第3条第1項(県森林課、	「地すべり防止区域」地すべり等防止法第3条第1項(県森林課、
	耕地課、河川環境課担当)	耕地課、河川環境課担当)
	「土砂災害特別警戒区域」土砂災害警戒区域等における土砂災害防	「土砂災害特別警戒区域」土砂災害警戒区域等における土砂災害防
	止対策の推進に関する法律第9条第1項(県河川環境課担当)	止対策の推進に関する法律第9条第1項(県河川環境課担当)
	「急傾斜地崩壊危険区域」急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する	「急傾斜地崩壊危険区域」急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す
	法律第3条第1項(県河川環境課担当)	る法律第3条第1項(県河川環境課担当)

該当頁	改正後			
	「浸水被害防止区域」特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第1項	Ī		
	(県土整備部)			
	2. 防災対策			
	(略)			
P133~P136	法第34条 市街化調整区域の許可基準			
	改正後の法第34条及び関係政省令 (略)			
P137~P140	1. 法第34条第1号の規定の運用について			
	本号の規定は、当該開発区域の周辺の市街化の状況に応じて住民			
	の利便の用に供するものとして通常存在すると認められる業種に係			
	る建築物の用に供する目的で行う開発行為を定めたものであり、そ			
	の運用に当たっては次に掲げるところによる。			
	(1) 日用品販売店舗等について			
	① 店舗等のサービスの対象範囲について			
	当該店舗等の利用者は、原則として当該開発区域の周辺の市街			
	化調整区域に居住している者を対象とするものとする。			
	② 業種及び用途について			
	本号に該当する業種及び用途は、日常生活に必要な物品の販売、			
	加工、修理等の業務を営む小売業、修理業又はサービス業 <u>のうち</u> 、			
	次に掲げるものとする。			
	アー次表に掲げる業種			
	日常生活に必要な店舗等の業種一覧			
	(日本標準産業分類 H25. 10 改定 総務省)			
	中分類 細分類 織物・衣服・身の回り 洋品雑貨・小間物小売業(5793)			
	品小売業(57)			
	<u>品を中心とするものに限る) (5891)</u>			
	野菜小売業(5821)、果実小売業(5822)、食肉小売業(別、 飲食料品小売業(58) 鶏肉を除く)(5831)、卵・鶏肉小売業(5832)、鮮魚小売業			
	(5841)、料理品小売業(5895)			
	酒小売業(5851)、他に分類されない飲食料品小売業 (調味	1		

料小売業に限る) (5899)

2. 防災対策

(略)

法第34条 市街化調整区域の許可基準

改正前の法第34条及び関係政省令 (略)

1. 法第34条第1号の規定の運用について

本号の規定は、当該開発区域の周辺の市街化の状況に応じて住民の利便の用に供するものとして通常存在すると認められる業種に係る建築物の用に供する目的で行う開発行為を定めたものであり、その運用に当たっては次に掲げるところによる。

改正前

- (1) 日用品販売店舗等について
- ① 店舗等のサービスの対象範囲について 当該店舗等の利用者は、原則として当該開発区域の周辺の市街 化調整区域に居住している者を対象とするものとする。
- ② 業種について

本号に該当する業種は、日常生活に必要な物品の販売、加工、 修理等の業務を営む小売業、修理業又はサービス業<u>で</u>、次に掲げる ものとする。

アー日用品小売業

紙・文房具小売業、燃料小売業、各種食料品小売業(コンビニエンスストアを含める)、酒・調味料小売業、野菜・果実小売業、 食肉小売業、鮮魚小売業、料理品小売業、医療品小売業、金物小売業、家庭用電気機械器具小売業、洋品雑貨・小間物小売業

<u>イ</u> 日用品修理、加工業

農機具、自転車等の修理加工店(自転車等とは、自転車、二輪 自動車その他これらに類するものをいい、販売も含む。)、自動車 一般整備業

ウ 日用品サービス業

該当頁		改正後
	機械器具小売業(59)	電気機械器具小売業(中古品を除く)(5931) 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)(5914)、自転車小売業(5921)
	その他の小売業(60)	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)(6052) 新聞小売業(6063) 金物小売業(6021)、医薬品小売業(調剤薬局を除く)(6032)、 農業用機械器具小売業(6041)、紙・文房具小売業(6064)
	飲食店(76)	食堂・レストラン(専門料理店を除く)(7611)、日本料理店(7621)、中華料理店(7623)、その他の専門料理店(7629)、 そば・うどん店(7631)、すし店(7641)、喫茶店(7671)、他 に分類されない飲食店(7699)
	洗濯・理容・美容・浴 場業(78)	普通洗濯業(7811)、美容業(7831)
	医療業(83)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師 の施術所(8351)
	自動車整備業(89) 機械等修理業(90)	自動車一般整備業(8911) 他に分類されない修理業(自転車修理業、自転車タイヤ修 理業に限る)(9099)
	イ アに掲げる	業種に類するものとして、(ア)から(オ)に掲げる建
	-	げる業種を除き、主として当該開発区域の周辺の
	地域において	て居住している者の日常生活のため必要な建築物
	に限る.)	

なお、開発区域の周辺の地域において居住している者の日常 生活のため必要な建築物とは、「市町村宅地開発主務課と調整 の上、当該既存集落のうち、開発区域に隣接・近接する土地の 区域に居住する40戸以上の住民から利便上必要であるとして、 設置同意が得られた建築物」とする。

- (ア) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは 喫茶店
- (イ) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、 貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (ウ) 洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他 これらに類するサービス業を営む店舗
- (エ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐 屋、菓子屋その他これらに類するもの
- (オ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

改正前

理容業、美容業、普通洗濯業、一般食堂、日本料理店、西洋料 理店、中華料理店・その他東洋料理店、そば・うどん店、すし屋、 喫茶店、その他の一般飲食店、新聞小売業

エ その他の業種

施術所(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整 復師)

上記ア、イ、ウ、エに記載された業種は、日本標準産業分類に 基づくものであり、細分類の業種(野菜・果実小売業及び農機具 自転車等の修理加工店を除く。)を列挙したものである。

なお、各業種は細分類に定義されている品目を総合的に扱う店 舗をいう。

該当頁	改正後	改正前
	ウ 農機具修理加工店、農林漁業団体事務所、農林漁家生活改善	
	施設等	
	③ 立地について	③ 立地について
	法規制の主旨に沿って、当該地域における店舗の必要性、立地、	法規制の主旨に沿って、当該地域における店舗の必要性、立地、
	営業の可能性等が満たされるものとして、当該開発区域が次のい	営業の可能性等が満たされるもので、次に掲げるすべての事項に
	<u>ずれかに該当する既存集落内であること。</u>	<u>該当すること。</u>
	ア 半径 150m の範囲内に 40 以上の建築物(20 以上の建築物が市	ア 当該店舗等を中心とする半径 500m の区域内に当該業種を必
	街化調整区域内に存している場合において、市街化区域内に存	要とする所定の戸数以上の戸数が存在すること。
	するものを含む。イにおいて同じ。) が連たんしている地域	なお、半径 500m の区域内の戸数の算定にあたっては、改正前
		の法第34条第10号イの開発行為に係る区域に含まれる戸数を
		<u>除くこと。</u>
		_(改正前:平成18年5月31日改正、平成19年11月30日施行)
		また、「所定の戸数」とは、当該業種の標準的支持戸数の2分の
		<u>1の戸数をいう。</u>
		この場合、当該店舗等を中心とする半径 500m の区域内に市街
		化区域を含むときは、市街化調整区域内の戸数が所定の戸数の
		2分の1以上であること。
		標準的支持戸数は、次式により算定する。
		標準的支持戸数=年間販売高/家計支出額
		<u>ここで、</u>
		(ア) 年間販売高:中小企業庁編「経営指標」又は「千葉県商
		業統計」による。
		(イ) 家計支出額:総務庁統計局編「家計調査年報」による。
		上記により算定したものは次表のとおり
		(所定の戸数にあっては50戸単位とし上限を500戸とする。)
		標準的支持戸数及び所定の戸数 (単位:戸)

該当頁	改正後		改正前		
			業種	標準的支持戸数	所定の戸数
			1. 紙・文房具小売業	<u>1, 452</u>	<u>500</u>
			2. 燃料小売業	<u>677</u>	<u>300</u>
			3. 各種食料品小売業 (コンビニエンスストアを含める)	<u>85</u>	<u>50</u>
			4. 酒・調味料小売業	<u>305</u>	<u>150</u>
		品	<u>5. 野菜・果実小売業</u>	<u>177</u>	<u>100</u>
		日用品	6. 食肉小売業	<u>200</u>	<u>100</u>
		小売業	7. 鮮魚小売業	<u>256</u>	<u>100</u>
		業	8. 料理品小売業	<u>275</u>	<u>100</u>
			9. 医薬品小売業	<u>1, 040</u>	<u>500</u>
			<u>10. 金物小売業</u>	<u>1, 737</u>	<u>500</u>
			11. 家庭用電気機械器具小売業	<u>834</u>	<u>400</u>
			12. 洋品雑貨・小間物小売業	<u>201</u>	<u>100</u>
		日用	13. 農器具修理加工店	<u>4, 443</u>	<u>500</u>
		日用品修理加工業	14. 自転車・二輪自動車修理加工店	<u>1, 212</u>	<u>500</u>
		工業	15. 自動車一般整備業	<u>693</u>	<u>300</u>
			16. 理容業	640	300
		且	17. 美容業	868	400
		用品	18. 普通洗濯業	<u>865</u>	400
		サービス業	19. 一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店・その他東洋料理店、そば・うどん店、すし屋、喫茶店、その他の一般飲食店	<u>317</u>	<u>150</u>
		来l	20. 新聞小売業	909	450
		その他	23. 施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師・柔道整復師)	<u>472</u>	200
	イ 敷地間の距離が 55m 以内で 40 以上の建築物が連たんしている地域であって、当該建築物の敷地からの距離が 55m の範囲内であるもの		イ 所定の戸数のカウント方法についができる。	ては、次の事項	頁によること
			(7) 当該地の周辺地域の住民(少さから利便上必要であるとして立た出され、市町村においても支配は、規定する「所定の戸数」を25(イ) 既定の範囲内に工場、学校、研究	地要望声等が当 章なしとした店舗 分の1とするこ	当該市町村へ 浦等について とができる。

該当頁	改正後	
	④ 敷地等の規模について	4
	ア 建築物(農林漁業団体事務所、農林漁家生活改善施設等を除	ア
	く。以下同じ。) の敷地面積は500 ㎡以下であり、敷地周長の7	
	分の1以上が建築基準法第 42 条第 1 項に掲げる道路に接して	
	いること。ただし、袋路状の道路は除く。	
	イ 建築物は、業種等利用形態による必要最小限の規模とし、そ	イ
	の延べ面積は、150 ㎡以下とする。また、建物は原則として平家	1
	建てとする。	
	ウ 自動車一般整備業(自動車整備業及び自動車修理業に限る。)	ゥ
	については建築物の敷地面積は、1,000 ㎡以内、建築物の延べ面	
	積は、200 m以内とする。	
	ただし、道路運送車両法第94条の2の指定を受けようとする	
	事務所については、建築物の延べ面積を300㎡以内とする。	
	(5) その他	(5)
	ア 本号の許可に当たっては、許可事項を厳守すること及びこれ	ア
	に反した場合の監督処分についての教示を行うこと等の措置を	
	とり、確実に事業目的に供せられるようにすること。	
	イ 本号に該当するもののうち政令第 22 条第 6 号に該当するも	イ
	のは許可が不要とされているが、この場合にあっても省令第60	1
	条に規定する証明等の際、本号の主旨を踏まえ立地敷地等の規	
	模等について適切なものとなるよう申請者に対して指導するこ	
	と。	
	(削除)	ウ
	ウ 住居併用店舗については、既存の建築物の増改築、又は他の	ユ
	要件により建築できる住宅との併用に限られるものであるこ	-

と。

改正前

はその職員、従業員 (パートタイマー等は除く。) 4 人につき 1 戸とみなすことができる。

- ④ 敷地等の規模について
 - ア 建築物の敷地面積は 500 ㎡以下であり、敷地周長の7分の1 以上が建築基準法第 42 条第 1 項に掲げる道路に接しているこ と。ただし、袋路状の道路は除く。
 - イ 建築物は、業種等利用形態による必要最小限の規模とし、そ の延べ面積は、150 m²以下とする。また、建物は原則として平家 建てとする。
 - ウ 自動車一般整備業については建築物の敷地面積は、1,000 m² 以内、建築物の延べ面積は、200 m²以内とする。

ただし、道路運送車両法第94条の2の指定を受けようとする 事務所については、建築物の延べ面積を300 m以内とする。

- 5 その他
 - ア 本号の許可に当たっては、許可事項を厳守すること及びこれ に反した場合の監督処分についての教示を行うこと等の措置を とり、確実に事業目的に供せられるようにすること。
 - イ 本号に該当するもののうち政令第 22 条第 6 号に該当するものは許可が不要とされているが、この場合にあっても省令第 60 条に規定する証明等の際、本号の主旨を踏まえ立地敷地等の規模等について適切なものとなるよう申請者に対して指導すること。
- ウ 農林漁業団体事務所、農林漁家生活改善施設等は、本号に該 当するものとして取扱うことができる。
- <u>工</u> 住居併用店舗については、既存の建築物の増改築、又は他の 要件により建築できる住宅との併用に限られるものであるこ と。

該当頁	改正後
	ただし、医薬品小売業 <u>又は</u> 身体障害者が営む業種 <u>については、</u>
	住居併用店舗は可能であるが、店舗等の部分の床面積が延べ面
	積の2分の1以上であること。
	<u>エ</u> 一定の資格を有することが必要な業種については、その資格
	を取得後申請させること。
	才 申請者は原則として、当該土地の所有者、又は土地を使用す
	る権利を有する者であること。
	(2) (略)
	(3) 公益上必要な施設等について(社会福祉法、医療法、学校教育法、
	<u>児童福祉法</u>)
	主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利
	用に供する政令で定める公益上必要な建築物として、社会福祉施設
	等、医療施設、学校教育法による学校(政令第29条の5)
	上記施設についての運用は次に掲げるところによる。
	① 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による家庭的保育事業、
	<u>小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、</u> 社会福祉法(昭和 26
	年法律第45号)による社会福祉事業又は更生保護事業法(平成7
	年法律第86号)による更生保護事業の用に供する施設である建築
	物のうち次に掲げるもの。
	≪社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設及
	び更生保護事業法第2条第1項に規定する施設(以下、「社会福祉
	施設」という)≫
	ア 主として通所系施設であるもの。
	(通所が主体の施設であって補助的に入所施設を併設するもの
	を含む。)
	イ 入所系施設≪特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症
	対応型老人共同生活援助事業所(グループホーム)、その他これ
	らに類する施設≫で入所定員 29 人以下のもの。

ウ 申請建築物の用途が複合的なものにあっては、主目的により

改正前

ただし、医薬品小売業、身体障害者が営む業種は除くものと するがこの場合の店舗等の延べ面積は建築延べ面積の2分の1 以上であること。

- <u>オ</u> 一定の資格を有することが必要な業種については、その資格 を取得後申請させること。
- <u>カ</u> 申請者は原則として、当該土地の所有者、又は土地を使用する権利を有する者であること。
- (2) (略)
- (3) 公益上必要な施設等について(社会福祉法、医療法、学校教育法)

主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物として、社会福祉施設等、医療施設、学校教育法による学校(政令第29条の5)

上記施設についての運用は次に掲げるところによる。

① 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)による社会福祉事業又は 更生保護事業法(平成 7 年法律第 86 号)による更生保護事業の用 に供する施設である建築物のうち次に掲げるもの。

≪社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設及 び更生保護事業法第2条第1項に規定する施設(以下、「社会福祉 施設」という)≫

- ア 主として通所系施設であるもの。 (通所が主体の施設であって補助的に入所施設を併設するものを含む。)
- イ 入所系施設≪特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症 対応型老人共同生活援助事業所(グループホーム)、その他これ らに類する施設≫で入所定員29人以下のもの。
- ウ 申請建築物の用途が、複合的なものにあっては、主目的によ

該当頁	改正後	
	判断すること。	
	立地場所の妥当性及び施設規模については、施設の必要性等	
	を考慮し、関係部局(開発担当部局、都市計画部局、福祉担当部	
	局等) と調整が図られたものとする。	
	②~③ (略)	
P145~P152	9. 法第34条第11号の規定の運用について	9
	法第 34 条第 11 号に基づく「都市計画法に基づく開発行為等の基	
	準に関する条例 (平成 13 年 10 月 19 日千葉県条例第 38 号)」の運用	
	については、次に掲げるところによる。	
	(1) 法第34条第11号の条例で定める土地の区域(以下「11号条例	<u>(1</u>
	区域」という。) は、知事が個別に指定することとなるが、指定方	
	針については資料編「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関す	
	る条例第3条による区域指定方針」によることとする。	
	(2) 浸水想定区域内であって、床面の高さが想定浸水深以上となる居	(
	室を設けることにより例外的に指定した 11 号条例区域内において	
	建築する建築物については、水圧等を考慮することとする。	
	(3) 条例第2条第1項第1号及び第2号における建築物の連たんの	(2
	算定にあたっては、車庫・物置その他の付属建築物を伴う場合これ	
	らを含む全体の敷地で1の建築物として数えるものとし、都市計画	
	法に違反し違反指導を受けているものは算入しないこととする。	
	(4) 条例第2条第1項第1号における建築物の連たんの算定にあた	(3
	っては、建築物の敷地が半径 150 メートルの円の内外にわたって存	
	するものについては、連たん戸数に算入できるものとする。	
	(5) 条例第2条第1項第2号における市街化調整区域に存する20以	<u>(4</u>
	上の建築物は、原則として敷地間の距離が 55m 以内で連たんしてい	
	るものとし、当該建築物の敷地からの距離が 55m の範囲内にあるも	
	のを許可の対象とする。	
	(削除)	(5

改正前

り判断すること。

立地場所の妥当性及び施設規模については、施設の必要性等 を考慮し、関係部局(開発担当部局、都市計画部局、福祉担当部 局等)と調整が図られたものとする。

 $2\sim3$ (略)

9. 法第34条第11号及び第12号の規定の運用について

法第34条第11号<u>及び第12号</u>に基づく「都市計画法に基づく開発 行為等の基準に関する条例(平成13年10月19日千葉県条例第38 号)」の運用については、次に掲げるところによる。

(1) 条例第2条第1項第1号及び第2号における「建築物が連たんしている地域」には、地形・地物等により明らかに一体性を欠いていると認められる地域を含めないものとする。

(新設)

- (2) 条例第2条第1項第1号及び第2号における建築物の連たんの 算定にあたっては、車庫・物置その他の付属建築物を伴う場合これ らを含む全体の敷地で1の建築物として数えるものとし、都市計画 法に違反し違反指導を受けているものは算入しないこととする。
- (3) 条例第2条第1項第1号における建築物の連たんの算定にあたっては、建築物の敷地が半径150メートルの円の内外にわたって存するものについては、連たん戸数に算入できるものとする。
- (4) 条例第2条第1項第2号における市街化調整区域に存する20以上の建築物は、原則として敷地間の距離が55m以内で連たんしているものとし、当該建築物の敷地からの距離が55mの範囲内にあるものを許可の対象とする。
- (5) 条例第3条における開発区域については、その全部が第1号から 第3号の土地の区域内にあるものを許可の対象とする。

該当頁	改正後
	(6) 条例第4条における予定建築物の用途は第二種低層住居専用
	地域に建築できる建築物としているが、予定建築物の形態について
	はその用途を勘案し <u>建蔽率</u> 50%、容積率100%、高さ10mを上限 <u>と</u>
	<u>する</u> 。
	この場合、開発の目的及び周辺の状況等から必要に応じて法第41
	条の指定を行うこととする。
	(7) 条例第5条は、11号条例区域内において行う開発行為に係る開発
	区域の面積の上限を定めたものである。当該開発区域の全部が 11
	<u> 号条例区域内にあるものを許可の対象とする。</u>
	(8) 知事が 11 号条例区域を指定するまでの間の経過措置期間中につ
	いては、政令第29条の9各号に掲げる区域を除外すること以外は、
	旧条例が適用される。その際の開発区域は、その全部が旧条例第1
	号から第3号の土地の区域内にあるものを許可の対象とする。
	10. 法第34条第12号の規定の運用について
	(1) 条例の施行後においても条例 <mark>第6条</mark> に関連する開発審査会提案
	基準の5項目を変更するものではない。
	したがって、当該提案基準を満たすものであれば条例 <mark>第6条</mark> にお
	いて許可の対象とならないものについても、これまでどおり都市計
	画法第34条第14号により開発審査会の議を経て許可の対象とす
	る。
	例えば次に掲げる開発行為が対象となる。

例えば次に掲げる開発行為が対象となる。

- ① 条例<u>第6条</u>第1号では許可対象とならない「農家から分家住宅として開発許可を受けた世帯からの分家」いわゆる「孫分家」の開発行為
- ② 条例第6条第1号及び第2号では許可対象とならない「被相続人から生前贈与により取得した土地」における開発行為
- ③ 条例<u>第6条</u>第3号では許可対象とならない「敷地の変更又は用途の変更」を伴う建築物の増改築に伴う開発行為
- ④ 条例<u>第6条</u>第3号及び第5号では許可対象とならない「専用住宅以外の建築物」を予定建築物とする開発行為

改正前

(6) 条例第4条における予定建築物の用途は第二種低層住居専用地域に建築できる建築物としているが、予定建築物の形態についてはその用途を勘案し建ペい率50%、容積率100%、高さ10mを上限として許可の対象とする。

この場合、開発の目的及び周辺の状況等から必要に応じて法第41 条の指定を行うこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

(7) 条例の施行後においても条例第5条に関連する開発審査会提案 基準の5項目を変更するものではない。

したがって、当該提案基準を満たすものであれば条例<u>第5条</u>において許可の対象とならないものについても、これまでどおり都市計画法第34条第14号により開発審査会の議を経て許可の対象とする。

例えば次に掲げる開発行為が対象となる。

- ① 条例第5条第1号では許可対象とならない「農家から分家住宅として開発許可を受けた世帯からの分家」いわゆる「孫分家」の開発行為
- ② 条例第5条第1号及び第2号では許可対象とならない「被相続人から生前贈与により取得した土地」における開発行為
- ③ 条例<u>第5条</u>第3号では許可対象とならない「敷地の変更又は用途の変更」を伴う建築物の増改築に伴う開発行為
- ④ 条例<u>第5条</u>第3号及び第5号では許可対象とならない「専用住宅以外の建築物」を予定建築物とする開発行為

該当頁	改正後	改正前
	(2) 条例 <u>第6条</u> 第4号における「線引きの日前に建築物の建築を目的	(8) 条例 <u>第5条</u> 第4号における「線引きの日前に建築物の建築を目的
	として造成され、かつ、給水施設、排水施設等が整備されていると	として造成され、かつ、給水施設、排水施設等が整備されていると
	認められる土地」とは、次の事項により判断できる土地であること	認められる土地」とは、次の事項により判断できる土地であること
	とする。	とする。
	① 線引きの日前から宅地造成が行われていた土地であることが、	① 線引きの日前から宅地造成が行われていた土地であることが、
	当該市町村の調査によって明らかである土地。	当該市町村の調査によって明らかである土地。
	② 道路位置指定等からみて線引きの日前から宅地造成が行われ	② 道路位置指定等からみて線引きの日前から宅地造成が行われ
	ていた土地であることが確認できる土地。	ていた土地であることが確認できる土地。
	(3) 建築行為の許可に関する運用にあたっては、 <u>「9. 法第34条第11</u>	(9) 建築行為の許可に関する運用にあたっては、前記(1) \sim (8)
	<u>号の規定の運用について」及び</u> 前記(1) <u>及び(2)</u> の開発行為の	の開発行為の許可に関する運用を準用するものとする。
	許可に関する運用を準用するものとする。	
	(4) 従前の建築物の敷地内で行う建築物の増改築で、建替後の建築物	
	の延床面積が従前の建築物の延床面積の 1.5 倍以下であるものに	の延床面積が従前の建築物の延床面積の 1.5 倍以下であるものに
	ついては、用途の変更がない場合であればこれまでどおり都市計画	ついては、用途の変更がない場合であればこれまでどおり都市計画
	法第43条の許可を要さない「改築」として取り扱うこととし建築	法第43条の許可を要さない「改築」として取り扱うこととし建築
	確認のみで対応することとする。	確認のみで対応することとする。
	(5) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43	<u>(新設)</u>
	号)の趣旨に鑑みて、政令第29条の9各号に掲げる区域を含む場	
	合には、想定される災害に応じた避難上又は安全上の対策の実施を	
	行うものとする。避難上の対策については、資料編「都市計画法に	
	基づく開発行為等の基準に関する条例第3条による区域指定方針」	
	<u>を準用すること。</u> 	
	改正後の条例 (略)	改正前の条例 (略)
	11	
	11. 法第34条第13号の規定の運用について	<u>10</u> . 法第34条第13号の規定の運用について mgs
	(略)	(略)
	12. 法第34条第14号の規定の運用について	11. 法第34条第14号の規定の運用について

該当頁	改正後	改正前
	(略)	(略)
P347	都市計画法編 目次	都市計画法編 目次
	資料集	資料集
	手数料一覧表(千葉県使用料及び手数料条例抜粋)	手数料一覧表(千葉県使用料及び手数料条例抜粋)
	千葉県事務委任規則(抄)(開発許可制度の許可権限)	千葉県事務委任規則(抄)(開発許可制度の許可権限)
	千葉県開発行為等規制細則	千葉県開発行為等規制細則
	大規模開発連絡調整会議設置要綱	大規模開発連絡調整会議設置要綱
	事前協議必要書類一覧	事前協議必要書類一覧
	都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条による区域	(新設)
	指定方針	